

平成 16 年 11 月 1 日保健福祉部長決裁

平成 17 年 1 月 12 日改正保健福祉部長決裁

令和元年 12 月 23 日改正保健福祉部長決裁

恵庭市に所在する介護保険事業者等における事故発生時の報告の取扱要領

1. 事故報告について

厚生労働省令等において、指定介護保険事業者は、介護サービス提供中等に事故が発生した場合、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないと規定されております。このことから、恵庭市に所在する介護保険施設等における事故発生時の報告について、本取扱要領に基づき報告してください。

2. 事故報告の範囲

事業者は、次の場合に恵庭市へ報告を行うこととする。

(1) サービス提供により、利用者が医療機関を受診した場合、又は死亡事故が発生した場合

(注 1) 「サービス提供により」とは、送迎、通院等の間の事故も含む。

また、通所・短期入所サービス及び施設サービス等においては、利用者が事業所内にいる間は、「サービスの提供中」に含まれるものとする。

(注 2) 事故の程度については、医療機関で受診を要したものを原則とする。

(注 3) 事業者側の過失の有無は問わない。(利用者の自己過失による怪我であっても(注 2) に該当する場合は報告すること)

(注 4) 利用者が、事故発生から、ある程度の期間を経てから死亡した場合は、事業者は速やかに、恵庭市へ連絡し報告書を再提出すること。

(2) 感染症及び食中毒、結核、新型インフルエンザなどの発生

報告が必要なものは以下の感染症等とする。

「感染症の予防及び感染症の患者に関する医療に関する法律」第 6 条に定める感染症。

なお、感染症及び食中毒、結核、新型インフルエンザなどの発生について、関連する法に定める届出義務がある場合は、これに従うこと。

(3) 役職員の不法行為 (法令違反、不祥事)

(4) 入居者・利用者等の離脱

入居者・利用者の失踪・行方不明・無断外出について報告すること。

捜索願を出した場合や見つかった場合に関わらず報告すること。

(5) その他報告が必要と認められるもの

交通事故など。

3. 事故報告対象事業者

以下に記載する事業を報告対象とします。

指定居宅介護支援事業、指定居宅(介護予防)サービス事業、指定介護保険施設
指定地域密着型サービス事業、介護予防・日常生活支援総合事業、有料老人ホーム事業

4. 提出先・報告方法

(1) 事故発生後、事業者は第一報として、事故直後(当日又は翌日(いずれも平日))に電話にて恵庭市介護福祉課へ連絡すること。その後、速やかに、別添「介護保険事業者等事故報告書(事業者→恵庭市)」で報告すること。

※担当者不在の場合もありますので、ご来庁の際は予め電話で日時をご連絡ください。

(注)「速やかに」の期限については、最大限の努力をして可能な範囲とする。

最大で事故発生日以後30日以内に報告書を提出すること。

(2) 利用者が住所地特例者の場合は、当該保険者市町村にも併せて連絡すること。

<注意>

提出方法は、原則「持参による」こととします。

※窓口にて事故の状況や原因、再発防止策などについてヒアリングさせていただきますので、管理者やサービス提供責任者、生活相談員が提出してください。

5. 備考

注1) 提出様式は「介護保険事業者等事故報告書(事業者→恵庭市)」ですが、記載欄が不足する場合は、任意の別紙に記入の上、上記報告書に添付してください。

注2) 事業所において本報告とは別に作成している事故報告書や事故防止委員会等の記録があれば写しを添付してください。

問い合わせ

恵庭市保健福祉部介護福祉課 指導担当

TEL : 0123-33-3131 (1225)

MAIL : kaigofukushi@city.eniwa.hokkaido.jp